

一般事業主行動計画

当事業団では、職員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員が活躍できる環境を整えるため、次のように行動計画を策定しています。

1. 計画期間 令和7(2025年)4月1日～令和12年(2030年)3月31日

2. 雇用環境整備に関する事項

①妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1(次世代育成支援対策法):男性の育児休業等の利用促進

《対策》

令和7年4月 諸制度の周知(当該職員に対し制度利用の意向確認を行う。)

令和7年4月～ 育児休業規定に基づき、制度の利用を促進する。(都度)

産休時から男性が休暇を取得できる環境づくりを行う。

②働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2(次世代育成支援対策法):年次有給休暇取得日数を一人あたり年間10日以上の取得を目指す。

《対策》

令和7年4月 各所属長は、所属職員の年次有給休暇の取得日数を確認し、取得促進を行う。

令和8年1月～ 各所属において、所属職員の年次有給休暇取得状況を確認し、取得できていない職員に対し、取得を促す。

③女性の活躍推進に関する取組の内容

目標3(女性活躍推進法):ノー残業デーの徹底に取り組み、時間外労働時間10%削減を図り、ワークライフバランスを確保する。

《対策》

令和7年4月 毎週水曜日、終業時刻に退社を促す施設内放送を継続する。

令和7年4月～ 労務管理を継続して行い、対前年での集計分析を行う。(毎月)
業務が偏らないよう均衡化を図る。

女性の活躍に関する情報公開

男女の平均勤続年数の差異 7年(男性:16年 女性:9年)